

■相続人の皆様、相続登記はお済みですか？

令和6年4月1日から**相続登記の申請が義務化**となりましたが、相続人の皆様、相続登記はお済みでしょうか。

不動産（土地・建物）を相続で取得したことを知った日から3年以内に、相続登記をすることが法律上の義務となりました。また、令和6年4月1日より前に相続した不動産で、相続登記がされていないものについても義務の対象であり、この場合は、令和9年3月31日までに相続登記をさせていただく必要があります。

正当な理由がないのに相続登記をしない場合、**10万円以下の過料が科される**可能性がありますのでご注意ください。

農地の相続登記が完了した場合は、農業委員会への届出も必要となります。

相続登記の申請は、

“司法書士へ依頼”“法定相続人がこれ以上増える前にお早めに”

■農地バンクへ登録してみませんか？

令和5年9月から開始しました農地バンク事業ですが、申込のあった情報は毎月月末に町ホームページ上で最新情報を更新しております。

情報の登録には、申込書を提出する必要があるため、登録を希望する方は、農業委員会までお越しください。

●令和6年10月～12月中に新規登録のあった農地
田子地区 売買希望 4筆 石亀地区 貸借希望 3筆

●令和6年12月末時点の登録状況
売買希望 13筆 貸借希望 38筆



田子町 農地バンク 検索

新着あり
権利設定実績あり

わくわく! 残ったお餅の活用レシピ★

・・・肉巻き餅のお好み焼き風・・・



【材料】

- 切り餅 4個
- 豚肩ロース 8枚
- 千切りキャベツ 1/6個分
- 中濃ソース
- マヨネーズ
- 青のり・削り節・紅生姜

【作り方】

- ① 餅は縦半分に切る。豚肉を巻き、フライパンに並べる。
 - ② ①を中火で焼く。焼き色がついたら弱火にし、蓋をして5分蒸し焼きにする。
 - ③ キャベツを平皿に広げる。熱いうちに②を盛り、Aをトッピングしたら完成。
- ★ 見た目も味もまるでお好み焼き。肉巻きのお餅とキャベツがベストマッチ!
- ★ お餅を食べるときはお餅のみの食事になりがち。不足しがちなたんぱく質・野菜も組み合わせると栄養価がUPします。おやつにもどうぞ!

(地域包括支援課栄養士 本木)

◆ 農業委員会活動予定表 ◆

農業委員・推進委員は、このような活動も行っております。

- 1月9日 農業者年金加入推進研修会
- 1月14日 農業委員会総会
- 2月10日 農業委員会総会
- 2月～3月 農業者年金加入推進戸別訪問活動
- 3月10日 農業委員会総会

■農業者年金の納付額・受給額をイメージしてみましょう!

農業者年金のパンフレットを見ても、「要件は書いてあるから理解できるが、実際、いくら納付していくら受給できるか想像できない」といったご意見を頂戴いたしました。

そこで今回は、保険料の納付額や、将来自分が受け取れる見込みの年金受給総額がイメージできるよう、表にいたしましたので、参考にしていただきたいと思います。

農業者年金は、**農家のことを知りつくした農家のための年金**です。

ぜひ、加入の検討をしてみてくださいはいかがでしょうか。

加入年齢	納付期間	保険料納付額	年金受給総額
20歳	40年	9,600,000円	17,159,200円
30歳	30年	7,200,000円	11,386,400円
40歳	20年	4,800,000円	6,742,400円
50歳	10年	2,400,000円	3,005,700円

※1 農業者年金に保険料月額2万円で通常加入、運用利回り2.5%の場合
※2 年金受給総額は65歳での平均余命を考慮し、男性が受給する場合を想定

また、農業者年金の受給開始前又は受給中に死亡した場合は、遺族へ死亡一時金がお支払いされます。※死亡一時金は、加入期間等により保険料払込額を下回ることがあります。

ちなみに、当町では、令和元年度2人、令和2年度1人、令和5年度1人の加入実績あり

■農地パトロールの結果報告 及び 遊休農地解消事例紹介

10月に農業委員及び農地利用最適化推進委員による農地パトロールを行いました。調査時の農地への立ち入りに関し、所有者の皆様には、ご理解ご協力を賜りまして、誠にありがとうございました。

今年度の農地パトロール結果を報告させていただきます。

令和6年度農地パトロール結果	
① トラクター等で耕起すれば利用可能な農地	1,664,829㎡ (166.4ha)
② トラクター等のみで耕起できないが重機との併用で利用可能な農地	471,302㎡ (47.1ha)
③ 重機を使用しなければ到底復旧できない農地	844,588㎡ (84.4ha)



ご自身の所有農地のうち、未利用農地がある場合は、下記の注意事項をご一読いただくほか、草刈りや耕起等の保全管理作業に努めていただきますようお願いいたします。

- ▼注意事項▼
- 草が伸びた状態あるいは生い茂っている状態の農地では、
 - ① 病虫害の発生が想定され、隣接農地の作物へ病気を移してしまう。
 - ② 鳥獣の住処となり、隣接農地の野菜等が食害に遭う。
 - ③ 鳥獣が人里に近づくことで、人的被害や営農意欲の減退を招くおそれがある。
- 農地の利活用は所有者の判断に任されますが、保全管理が行われていない場合、上記のように近隣の方々へご迷惑をおかけする場合があります。



解消事例

ご自身で解消する場合や、隣接農地の方等から相談があった場合の参考にしてください。

- 例1) 多面的支払交付金を活用して、景観植物を作付けした。
- 例2) 他業種との連携を図って再生作業を行い、そば、小麦、大豆などの作付けをした。
- 例3) 鳥獣被害の緩衝帯として侵入防止柵を設置した。 など

町では、耕作放棄地の再生作業にかかる経費補助も行っています。活用希望の方は、ぜひ産業振興課へご相談ください。

